

2

危険性又は有害性から労働災害に至る流れ

「労働者（人）」が何らかの作業を行うときには、必ず危険性や有害性のある状況におかれますが、この状況から労働災害（健康障害を含む）に至る流れは、図7に示したとおりです。すなわち、「労働者（人）」が「危険性又は有害性（もの）」と接することによりリスクが発生し、その時、「安全衛生対策の不備」があると「労働災害」へつながります。

労働災害を発生させないためには、「危険性又は有害性（もの）」を除去または低減するか、または「労働者（人）」と「危険性又は有害性（もの）」との接触を断つか、あるいは十分な安全衛生対策を備えることが必要です。

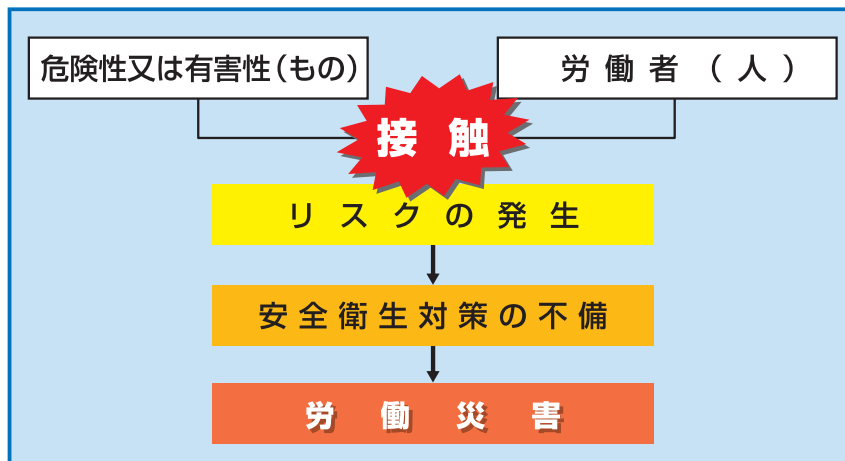


図7 危険性又は有害性から労働災害（健康障害を含む）に至る流れ

3

労働災害の発生と企業の責任



図8 労働災害に問われる企業の責任